

新型コロナウイルス感染予防対策協賛店募集

■協賛店を募集します。

新型コロナウイルス感染予防対策協賛店とは、事業継続のための鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例や業界作成のガイドラインを基に、感染予防対策に自ら取り組むお店のことです。

【事業継続のための鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例(ガイドライン)】

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291731.htm>



■協賛店になっていただく

感染予防対策に自ら取り組む証として、協賛店ステッカーをお送りするとともに、とりネットホームページに協賛店一覧を掲載し、利用者にお知らせします。

■内容について

各店舗の特性を生かし、できる範囲内のものを創意工夫してください。

【主な対策例】

- フィジカルディスタンスを確保できるよう施設規模に応じた予約制を取り入れましょう。
⇒ 家族等の単一グループにあってはフィジカルディスタンスの確保は必須ではありません。
- 他のグループのお客様同士が対面とならないよう、フィジカルディスタンスを確保できる席に案内し、フィジカルディスタンスをとれない場合は、ついたて等で遮蔽しましょう。
- 開店に備えて、網戸のある窓を開けるなど客席及び厨房の十分な換気をしましょう。
⇒ 窓がない場合は厨房の換気扇、扇風機なども活用しましょう。
- ロビー等の共有エリアや客室は定期的に窓を開けるなど十分に換気をしましょう。
⇒ 換気能力が落ちないように、換気扇や空調のフィルタを定期的にクリーニングしましょう。



新型コロナウイルス感染予防対策協賛店実施内容を作成し、お送りするステッカーとともに店舗に掲示することで、お客様に安心して利用してもらえる環境を作ってください。

■申込方法

書面による申込	書面による申込は、新型コロナウイルス感染予防対策協賛店申込書に必要事項を記入のうえ、次の問い合わせ先にFAX、郵送等によりお送りください。 【新型コロナウイルス感染予防対策協賛店申込書の入手先】 https://www.pref.tottori.lg.jp/291875.htm	
電子申請による申込	次のアドレスのリンクからお申し込みください。 【電子申請先】 https://www.pref.tottori.lg.jp/291875.htm	

■問い合わせ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話番号 0857-26-7601 ファクシミリ 0857-26-8171

E-mail kurashi-soudan@pref.tottori.lg.jp

県内事業者の
皆様へ

6月8日申請受付スタート!

新型コロナウイルス克服 再スタート応援金

家賃等固定費などの軽減のほか今後の事業継続など幅広くご活用いただけます。

<応援金>

一事業者あたり

10万円

(複数店舗経営は **20万円**)

<対象>

事業収入(売上)が

30%以上減少

した事業者の皆様

* 国・県・市町村の給付金・補助金等との併用も可能です。

【対象事業者】 飲食業、宿泊業、観光業、小売業、運輸業、健康・美容サービス業など新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を大きく受けた業種を幅広く対象とします。

【申請期間】 令和2年6月8日～令和3年1月29日

【申請方法】 申請書類（郵送・ファクシミリでの申請の場合）は、鳥取県ホームページからダウンロードしてください。

オンライン申請も
できます。



詳しくは、次のURLをご覧ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/292068.htm>



申請に関する問い合わせは、以下の専用コールセンターまで。

コールセンター（商工労働部内）： TEL **0857-26-7211**

開設時間 8:30～17:15 * 土日祝日も対応します。

【頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業】



食のみやこ鳥取県では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも頑張る県内の飲食、宿泊、観光事業者等のみなさまを幅広く応援します。

1 支援対象者

県内の飲食、宿泊、観光事業者等、及びこれらに関わる事業者
※原則として県内に本社を置く事業者（個人事業者含む）等に限る。

2 支援内容

内容	対象経費
事業や雇用の継続や県産農林水産物を活用した取組等を幅広く支援します。 【例えば】 ・商品やメニュー、サービス等のPR ・感染対策のための店舗清掃・改装 ・経済回復後に向けたメニューやサービスの開発や研究 ・従業員研修実施（おもてなし、外国語研修等） ・テイクアウト、デリバリー、移動販売、配達請負いなどの業態導入 ・食のみやこ鳥取県推進サポーターとの連携	事業や雇用の継続に要する経費（固定費含む）のほか、次に示す様々な経費にお使いになれます。 パッケージ作成費、 PR資材作成費、 広告費、移動販売に要する経費、 商品開発やECサイトの開発経費 従業員研修経費 アルバイトの雇用に要する経費 アルコール、マスク等購入費 など左記の取組に要する経費

- (注) ①交付は1事業者1回とし、複数店舗を営む事業者はご相談ください。
②本支援事業と緊急応援補助金（経営危機克服型）を併用する場合は、両支援事業による支援額は上限50万円となります。
③対象は、原則として令和2年4月1日以降に支払った経費とし、すでに行われた取組にもご利用いただけます。

3 補助率及び補助金額

補助率：対象経費の10/10

※概算払いでお支払いしますが、後日、領収書の写しを提出していただきます。

補助上限額：100千円/1事業者

（県内に複数店舗を営む事業者はご相談ください）

4 申請方法

申請は、郵送、とっとり電子申請サービス、ファクシミリで受け付けます。
ファクシミリで申請される場合は、後日、上記書類の原本を以下の住所にご郵送ください。

◇申請書類 ①交付申請書 ②飲食営業等許可証の写し ③口座振込依頼書

■とっとり電子サービス・申請書類のダウンロード先URL

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291280.htm>

※パソコン、スマートフォンご利用の方は
「食のみやこ鳥取県」で検索してください。

■ファクシミリ：0857-26-8077

■郵送先：〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県食のみやこ推進課内 東部ワンストップセンター



なお、ご相談や申請書の提出は、最寄りの総合事務所でも受け付けております。



【問合せ先】 コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口

東部ワンストップセンター（鳥取県食のみやこ推進課内）

電話 0857-26-7985、0857-26-7986

ファクシミリ 0857-26-8077

メールアドレス syoku-support@pref.tottori.lg.jp

中部ワンストップセンター（中部総合事務所地域振興局内） 電話0858-23-3985

西部ワンストップセンター（西部総合事務所（地域振興局内） 電話0859-31-9637

日野振興センター 電話0859-72-2085

感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する店舗を応援！

～ 新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金 ～



補助金の概要

対象となる事業者

- 飲食店
- 宿泊施設
- 観光関係(旅行業、運輸業、お土産製造・販売など)
- 緊急事態宣言が発動されたこと等に伴い売上が急減した接客を伴う営業店舗(生活衛生業、製造業、小売業、サービス業など)
 - 「売上が急減した」とは、前年同月比おおむね3割以上減少していることとし、事業開始から1年以内の場合は、収支計画書に対しておおむね3割減少していることとします。

補助率

9/10

上限額

1事業者につき 20万円

- 下限額なし
- 複数店舗を有する事業者の場合 40万円
- 補助金の利用は1事業者につき1回まで

衛生用品のみの購入もOK!
(10万円まで)

補助の対象となる経費

区分	例
衛生用品購入費	衛生用品(マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液、手洗い用洗剤等)
物品、機器購入費	仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート、フィルム 非接触型体温計、キャッシュレス決済導入費
設置・改修費	パーテーション設置、換気設備の設置(点検・クリーニング含む)、手洗い場設置
その他施設の感染予防対策に必要と認められる経費	

対象は令和2年4月1日以降に支払った経費とし、すでに行われた取組にもご利用いただけます。

手続きの方法

補助金に関する詳しい情報、様式のダウンロードや電子申請はこちら>>
<https://www.pref.tottori.lg.jp/291965.htm>



申請書類

申請者	提出物①	提出物②	提出物③
● 飲食店・宿泊施設	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 営業許可証の写し	—
● 観光関係施設	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 事業の内容を確認できる書類 (定款、チラシ等)	—
● その他事業者	<input type="checkbox"/> 申請書		<input type="checkbox"/> 前年の月別売上が確認できる書類

売上の減少状況を確認します

申請方法・提出先

● 郵送の場合

必要書類を以下の宛先へお送りください。

〒680-8570
鳥取市東町一丁目220
県庁くらしの安心推進課

ご相談や申請書の提出は、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センターでも受け付けています。

● 電子申請の場合

鳥取県ホームページ(とりネット)に掲載しているリンクから「とっとり電子申請サービス」のwebページに移動し、必要事項を記入、添付書類を添付して申請してください。

問合せ先

コロナに打ち克つ! 経済対策予算ワンストップ相談窓口
(鳥取県くらしの安心推進課内)

☎0857-26-7989

電子メール kurashi-soudan@pref.tottori.lg.jp



新型コロナウイルス
感染予防対策
協賛店募集中!

詳しくはこちら➡



新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制に向け 企業内の感染防止対策を応援します

～企業内感染症防止対策補助金～

飲食店様も
ご利用
いただけます

■ 緊急対応型

補助対象	①事前感染予防事業 オフィス内等での感染予防を目的とした事業	②発生時拡大防止事業 オフィス内等で感染者発生時の対応を行うための事業
補助対象経費 ※裏面を参照	○オフィス内等の簡易的・緊急的な感染予防のための物品・衛生用品等にかかる経費(衛生用品※は補助対象経費の1/2以内)	○オフィス内等の消毒に必要となる経費 【ご活用にあたっての留意点】 ・事業費13.4万円(税抜)以上の事業が対象となります。 ※衛生用品は補助対象経費総額の1/2以内とし、衛生用品単独での申請はできません。 ・概算払は補助額の1/2まで請求できます。 なお、概算払を希望される場合は、専用口座が必要となります。
補助対象者	県内中小企業者等	
補助上限額	1社につき、20万円	
補助率	3/4	

～こんな事業が対象です～

- ①事前感染予防事業：仕切り用アクリル板の購入や設置、マスク等の衛生用品の購入
※衛生用品とは、主にマスク、消毒液、ウェットティッシュ、除菌スプレー、ゴム手袋等です。
- ②発生時拡大防止事業：消毒委託、事業者自身が消毒を行う場合の消毒液、手袋、防護服等の経費

■ 体制整備型

…継続的な感染予防に必要な執務環境整備やサービス改善等の取組を支援します

補助対象	○感染防止に向けた遠隔システム導入にかかる経費（TV会議システムやeラーニング等） ○感染症対策として行う売り方転換に必要なハード及びソフト整備等にかかる経費（ネット通販、無人システム、商品梱包装置等）
補助対象経費 ※裏面を参照	○補助対象事業に係るシステムや機器導入に係る初期費用、設備購入費、改修費等 ※維持管理費や消耗品費(マスク・消毒液等)、パソコン等の汎用品の購入費は除く
補助対象者	県内中小企業者等 【ご申請にあたっての留意点】 ・事業費66.7万円(税抜)以上の事業が対象となります。 ・申請書に、具体的な事業計画書及びお見積書の添付をお願いすることがあります。 ・概算払は補助額の1/2まで請求できます。概算払を希望される場合は、専用口座が必要となります。
補助上限額	1社につき、200万円
補助率	3/4

～こんな事業が対象です～

- ネット通販等 …対面販売していた店舗が、インターネット販売や券売機等の無人システム等でお客様と対面しないサービス提供や販売方法に転換するための事業
- 商品梱包装置…お客様が備え付けのトング等にて商品（パン・惣菜等）を取り分けて購入していたものを、商品を個包装化するための事業
- その他、濃厚接触を防ぐためのカウンターへの間仕切り設置や、席の間隔を広げるなどの改修する事業等

★詳細については、お問い合わせください

【問合せ】頑張ろう鳥取県緊急支援センター

R2.5.8発行

TEL：0857-26-7987（鳥取県商工労働部 商工政策課内）

■ 申請手続について

申請者
(県内中小企業者等)



★ 県内中小企業者等とは

鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者等を指します。※個人事業主、組合、任意グループ等を含みます。

提出書類

① 申請書（規則様式第1号）

② 補助事業実施計画書（様式第1号）

③ 収支予算書（様式第2号）

④ 定款※会社パンフレット等事業が分かる資料でも可

⑤ 決算書（直近のもの）

※個人事業主は確定申告書の控え。白色申告書の場合は、事業収入が申告されている方のみが対象となりますのでご注意ください。

※郵送のほか、FAX、メール等での申請も受け付けています。

郵便：〒680-8570鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部 商工政策課

FAX：0857-26-8078

メール：shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

※中部総合事務所・西部総合事務所・日野振興センター

へ申請書類を持参いただくこともできます

■ 対象経費の詳細について

補助事業	区分	内容
緊急対応型 ① 事前感染 予防事業	物品購入費	仕切用のアクリル板、シート、フィルム、その他衛生用品以外の物品
	衛生用品 購入費	マスク、消毒液、ウェットティッシュ、除菌スプレー、ガーゼ、手洗用洗剤、ゴム手袋等 ※ただし、事前感染予防事業の補助対象経費の1/2以内とする
	設置費	仕切板等を設置するために必要な経費
緊急対応型 ② 発生時拡大 防止事業	委託費	事業所内等の消毒作業を外部業者に依頼して行うための経費
	消耗品費	自らが消毒作業を行う場合に必要な消耗品を購入する経費 (消毒液、防護服、手袋等)
体制整備型	システム導入費	テレビ会議システム、eラーニングシステム、ネット通販システム等の導入（購入、設営、設定等の名称にかかわらずシステムの利用開始当初に必要な事項）に要する経費
	機器導入費	機械器具の導入（購入、設営、改修等）にかかる経費
	改修費	事業所内等の改修に必要な経費

★申請様式については、鳥取県HPからダウンロードできます。

(HP) <https://www.pref.tottori.lg.jp/291433.htm>



新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた 県内中小企業の**新たな取組み**を応援します！！

■『緊急応援補助金（経営危機克服型）』を新設

補助対象者	県内中小企業者等 ※新型コロナウイルス感染症拡大により売上高が減少している事業者が対象です。
補助対象	①新商品の開発 ③新分野への進出 ②新サービスの提供
補助率	3 / 4
補助上限額	1社につき、50万円 ※本補助金は、『頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金』との併給が可能ですが、 なお併給の場合は、本補助金と『頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金』の 合計額は50万円まで となります。 ※概算払を希望される場合は、補助額の1 / 2まで請求できますので、御相談ください。
補助対象経費	FS調査費、新商品（役務）開発費、人材育成費、販路開拓費、設備導入費 固定費（賃料、光熱費、通信費） など ※固定費については、補助対象経費の1/2が上限額となります。
補助対象期間	令和2年4月24日（金）～令和3年3月31日（水）
申請締切	令和3年1月29日（金）

～こんな事業が対象です～

- 居酒屋が夜だけでなくランチタイムも営業するため、ランチメニューを開発し、新たなメニューやPR用のちらしの作成。
- 宿泊業が宴会新メニューの造成のために、新メニューのちらし、リーフレットの作成。
- 製造業が取引先を拡大するための新技術・新商品開発の着手。

★詳細については、お問い合わせください

【問合せ】頑張ろう鳥取県緊急支援センター

TEL : 0857-26-7988 （鳥取県商工労働部 企業支援課内）

■ 申請手続について

申請者

提出書類

①申請書

②補助事業実施計画書（様式第1号）

③収支予算書（様式第2号）

④定款

※個人事業主は除きます

⑤決算書（直近のもの）

※個人事業主は確定申告書の控えを提出

※上記確定申告書については、白色申告書については事業収入が申告されている方のみが対象となりますのでご注意ください。

鳥取県 企業支援課

※郵送のほか、FAX、メールでの申請も受付けています

郵便：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部 企業支援課

FAX：0857-26-8078

MAIL：kigyuu-shien@pref.tottori.lg.jp

※中部総合事務所・西部総合事務所・日野振興センター

へ申請書類を持参いただくこともできます

★県内中小企業者等とは

⇒鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者等を指します。

※個人事業主、組合、任意グループ等を含みます。

★売上減とは

①直近3か月間の売上が前年同期の売上に比べ減少していること

②創業後1年を経過していない者に限り、直近1か月を含むその後の3か月間の平均売上見込が直近1か月の売上状況と比較して減少していること

★申請様式については、鳥取県HPからダウンロードできます。

HP：<https://www.pref.tottori.lg.jp/291415.htm>



地域の活力回復に取り組む事業者を応援します！

地域で頑張るお店 応援事業補助金

みんなで連携して 大きな活力づくり

複数の事業者が連携して行う、
地域の盛り上げ、需要喚起に繋がる
取組みを応援します ぜひご活用ください
(補助金の給付には申請が必要です)

補助額

20万円

× 参加事業者数
(200万円を上限)

補助金の概要

補助対象者	県内中小企業者等により構成されるグループ (2社以上での連携) 1社1回限り
補助上限額	1者あたり20万円 × 参加事業者数 1事業あたり200万円を上限
補助率	補助対象経費の4分の3
申請期間	令和3年1月29日まで

対象事業

複数の事業者が連携して地域の活性化や 需要喚起を行う事業

たとえば・・・

- ✓ 複数店舗合同のプレミアム商品券の発行
- ✓ 複数店舗で使える特典クーポンの発行
- ✓ 共同での新名物開発・統一ブランド作成発信
- ✓ テイクアウトの受注システムの共同開発
- ✓ スタンプラリー等店舗周遊の仕掛けづくり
- ✓ 異業種店舗コラボによるキャンペーン
- ✓ 中心市街地や商店街等での集客イベント
- ✓ ドライブスルーでの商品販売フェア
- ✓ 複数のライブハウスの連携イベント など

(他の県補助金の交付を受けるものは除きます)

申請
のお
問合せ
は

専用コールセンター

鳥取県商工労働部内

TEL 0857-26-7211

開設時間8:30~17:15 土日祝対応



詳しくは次のURLをご覧ください <https://www.pref.tottori.lg.jp/292025.htm>



コロナに打ち克つ！経済対策予算 ワンストップ相談窓口

県内事業者の皆様による新型コロナウイルスに関する国・県経済対策の補助金等の相談・申請を、**社会保険労務士・行政書士**等がサポートします。

サポート内容

完全予約制による
個別相談

■ 国経済対策の情報提供、申請サポート

既に給付開始されている「**持続化給付金**」「**雇用調整助成金**」の申請サポートなど、国二次補正予算で検討されている補助金などの相談にも対応

■ 県経済対策の受付・申請サポート

社会保険労務士・行政書士との相談・申請サポートをご希望される場合には、まずは、お近くの下記ワンストップセンターにお電話ください。



社会保険労務士、行政書士の面談による個別相談は、**前日までに電話予約**をお願いします。なお、電話相談にも対応します。**詳細については下記ワンストップセンターにお尋ねください。**

区分	ご予約窓口（平日 8:30～17:15）	
東部	東部ワンストップセンター （鳥取県商工労働部内）	0857-26-7229 （社会保険労務士のご予約）
		0857-26-7538 （行政書士のご予約）
中部	中部ワンストップセンター （鳥取県中部総合事務所内）	0858-23-3985
西部	西部ワンストップセンター （鳥取県西部総合事務所内）	0859-31-9637

土日祝日のご予約については、中小企業向けワンストップ相談窓口(TEL:0120-833877、8:30～17:15)まで

中小企業向け感染防止対策・緊急対策の補助金申請に関する問い合わせは以下まで

企業内感染症防止対策補助金：TEL0857-26-7987（県商工労働部商工政策課）

危機突破企業緊急応援補助金：TEL0857-26-7988（県商工労働部企業支援課）

頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業：TEL0857-26-7985（同 市場開拓局）

新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業：TEL0857-26-7989（県生活環境部民の安心推進課）

お問い合わせ先

鳥取県商工労働部商工政策課（0857-26-7538）